平成 24 年 11 月 21 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 Ｐ ａ ｌ ｔ ａ ｃ
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　折 目 光 司
（コード番号:8283　東証一部・大証一部）
問合せ先　経営企画本部　副本部長　嶋 田 政 治
（TEL. 06-4793-1090）

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 21 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社は、化粧品・日用品、一般用医薬品等の「美と健康」に関する商品をフルラインで扱う中間流通業として、生産から販売先の店舗、さらには消費者に至るまでのサプライチェーン全体の効率化を目指して事業を展開しております。

流通環境の変化に対応するため、事業エリアの全国化、商品のフルライン化を実現するとともに、高品質・ローコストの物流機能を確立するために、全国に大型物流センター（以下、ＲＤＣ）を建設し、最適物流体制を構築してまいりました。

昨今の流通業界を取り巻く環境は、長引くデフレと消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、益々競争が激化しております。流通プロセスの中間に位置する当社と致しましては、より一層のコストダウンと中間流通機能の強化が大きな課題であり、それを実現するためのＲＤＣ建設等への設備投資が必要不可欠であると認識しております。

今回の公募増資による調達資金は、本年12月に稼動予定である大型物流センター「ＲＤＣ中部」（愛知県春日井市）の建物及び物流機器等の設備投資資金及び業容拡大に伴う運転資金に充当する予定であります。

当センター建設の目的は、当社の重要事業エリアである中部地区における将来的な成長を見据え、出荷能力の増強と高品質・ローコスト物流体制を構築することであります。当センターの稼動に伴い、出荷能力を増強するとともに、東海地区の２ヵ所の既存ＲＤＣ及び３ヵ所の外部倉庫の集約並びに最新鋭の物流機器導入により、ローコスト化と生産性の向上を実現いたします。

さらに、当センターの同一敷地内には、物流受託事業専用の物流センターが稼動中であり、両センター間での最適なレイバースケジューリングの実施による人件費の削減や配送効率の向上など、隣接センターとの相乗効果によるコスト削減も見込まれます。

また、非常用自家発電装置を設置することにより、有事の際における生活必需品の安定供給責任を果たし、お取引先様に、よりご安心・ご信頼いただける物流体制を構築いたします。

今回の設備投資により、中部地区のお取引先様への物流サービス機能の向上とサプライチェーンの効率化に貢献し、中長期的な成長に資する強固な事業基盤を確立できるものと考えております。

当社は、今後とも持続的かつ安定的な成長に向けた事業基盤の強化・拡充に努めるとともに、今回の新株発行により株式流動性の向上と株主層の拡大を図り、更なる企業価値の向上に邁進してまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

１．公募による新株式発行（一般募集）

（１）募集株式の種類及び数	当社普通株式　6,700,000株
（２）払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成24年12月４日(火)から平成24年12月７日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
（３）増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（４）募集方法	一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
（５）引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
（６）申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。
（７）払込期日	平成24年12月11日(火)から平成24年12月14日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。
（８）申込株数単位	100株

（９）払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　折目光司に一任する。

(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）売出株式の種類及び数	当社普通株式　1,000,000株 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
（２）売出人	野村證券株式会社
（３）売出価格	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
（４）売出方法	一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から1,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（5） 申　込　期　間　一般募集における申込期間と同一とする。
（6） 受　渡　期　日　一般募集における払込期日の翌営業日とする。
（7） 申込株数単位　100株
（8） 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　折目光司に一任する。
（9） 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3．第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞1．を参照のこと。）
（1） 募集株式の種類及び数　当社普通株式　1,000,000株
（2） 払込金額の決定方法　発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
（3） 増加する資本金及び資本準備金の額　増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（4） 割当先　野村證券株式会社
（5） 申込期間(申込期日)　平成24年12月25日(火)
（6） 払込期日　平成24年12月26日(水)
（7） 申込株数単位　100株
（8） 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
（9） 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　折目光司に一任する。
(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

＜ご参考＞
1．オーバーアロットメントによる売出し等について
前記「2．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1．公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から1,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,000,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成24年11月21日(水)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,000,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成24年12月26日(水)を払込期日として行うことを決議しております。
また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成24年12月18日(火)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

２．今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	55,853,485株（平成24年11月21日現在）
公募増資による増加株式数	6,700,000株
公募増資後の発行済株式総数	62,553,485株
第三者割当増資による増加株式数	1,000,000株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	63,553,485株（注）

（注）前記「３．第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 8,264,470,000 円については、6,844百万円を平成25年３月末までに、中部地区における出荷能力の増強と高品質・ローコスト物流体制の構築を目的として、「ＲＤＣ中部」（愛知県春日井市）の建物及び物流機器等の設備投資資金に充当し、残額については業容拡大に伴う運転資金として平成24年12月末までに仕入代金の支払いに充当する予定であります。

なお、当社の設備計画は、平成24年11月21日現在（ただし、投資予定金額欄における既支払額は、平成24年９月30日現在）、以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了	
ＲＤＣ中部	愛知県春日井市	卸売事業及び物流受託事業	事務所・物流設備	10,500	3,656	増資資金、自己資金及び借入金	平成24年２月	平成24年11月	（注3）

（注）１．上表には、消費税等（消費税及び地方消費税）は含まれておりません。
２．建設用地は、平成20年12月に3,600百万円で取得しており、上表の投資予定金額に含まれております。
３．当該設備は、完成後の増加能力は測定できないため、記載を省略しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

今回の調達資金を、上記３．（１）に記載の使途に充当することにより、高品質・ローコストの物流体制の構築等による強固な事業基盤を確立し、今後の業績向上に資するものと考えております。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、株主のみなさまに対する利益配分と継続的な企業発展を経営の最重要課題と認識しております。利益配分につきましては、財務基盤の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

（２）配当決定にあたっての考え方

上記４．（１）に記載の利益配分に関する基本方針に基づき、当面は、配当性向 20%以上を目処とし、中長期的には業績拡大に応じた増配に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これら剰余金配当の決定機関は取締役会であります。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業の拡大とコスト削減を図るために大型物流センター等への設備資金に充当したいと考えております。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成 22 年３月期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期
１株当たり当期純利益	221.05 円	92.13 円	110.28 円
１株当たり年間配当金 （内１株当たり中間配当金）	44.50 円 (22.50 円)	40.00 円 (20.00 円)	40.00 円 (20.00 円)
実績配当性向	20.1%	43.4%	30.2%
自己資本当期純利益率	7.1%	3.3%	5.7%
純資産配当率	1.6%	1.4%	1.7%

（注）１．実績配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり当期純利益で除した数値です。
２．自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。
３．純資産配当率は、１株当たりの年間配当金を１株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
４．平成 22 年３月期１株当たり年間配当金には、上場記念配当５円が含まれております。
５．平成 24 年１月１日付で普通株式１株につき 1.5 株の株式分割を行っております。
６．平成 24 年３月期の１株当たり当期純利益は、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して記載しております。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（３） 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去３年間に行われたエクイティ･ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 22 年３月 18 日	一般募集 7,276 百万円	12,482 百万円	13,210 百万円

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 22 年３月期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
始　値	2,079 円	1,874 円	1,385 円 □　962 円	1,190 円
高　値	2,100 円	2,079 円	1,619 円 □1,189 円	1,242 円
安　値	1,850 円	937 円	1,247 円 □　961 円	995 円
終　値	1,895 円	1,355 円	1,459 円 □1,188 円	1,179 円
株価収益率	8.6 倍	14.7 倍	10.8 倍	―

（注）１．株価は東京証券取引所におけるものであります。
２．平成 24 年３月期の株価の□印は、平成 24 年１月１日付株式分割（１株を 1.5 株に分割）による権利落後の株価です。
３．平成 22 年３月 18 日付をもって東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場いたしましたので、平成 22 年３月期の株価については、同日から平成 22 年３月 31 日までの取引実績に基づくものです。
４．平成 25 年３月期の株価については、平成 24 年 11 月 20 日(火)現在で表示しています。
５．株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり当期純利益で除した数値です。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（４）ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社メディパルホールディングスは野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。